



宿泊税に関するお知らせ

～旅行業関係者の皆様へ～

広島県総務局税務課

宿泊税の概要

広島県では、地域資源の魅力向上や受け入れ環境の充実など、旅行者の満足度や利便性を高めることなどにより、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、宿泊税を導入します。

概 要

| 課税客体 | 宿泊税の課税対象となる行為（課税客体）は、広島県内に所在する宿泊施設（※）への宿泊行為です。 ※宿泊施設とは、広島県内に所在する旅館・ホテル・簡易宿所及び住宅宿泊事業（民泊）に係る施設をいいます。 | | | | | |
|------------|---|--|------------|----|----------|------|
| 納税義務者 | 上記宿泊施設への宿泊者 | | | | | |
| 税率 | <p>宿泊者 1人 1泊につき、次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="536 750 1312 879"> <tr> <th>宿泊料金（税抜き）※</th> <th>税率</th> </tr> <tr> <td>6,000円以上</td> <td>200円</td> </tr> </table> <p>※宿泊料金とは、食事代や消費税等を除いた、いわゆる素泊まりの料金をいいます。 ※宿泊料金が6,000円未満の場合は、課税されません。</p> | | 宿泊料金（税抜き）※ | 税率 | 6,000円以上 | 200円 |
| 宿泊料金（税抜き）※ | 税率 | | | | | |
| 6,000円以上 | 200円 | | | | | |
| 課税免除 | <p>修学旅行その他学校行事に伴う宿泊については、課税されません。</p> <p>※課税免除の対象となる者は、学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）の児童、生徒又は学生で、当該学校が主催する修学旅行その他学校行事に参加しているもの及びその引率者です。詳細はP 4・5をご確認ください。</p> | | | | | |
| 徴収・納入方法 | <p>宿泊者（納税義務者）は、宿泊施設に対して宿泊税を支払います。</p> <p>宿泊事業者（特別徴収義務者）は、宿泊者から徴収した毎月1日から末日までの期間に係る宿泊税を、翌月末日までに申告納入します。</p> | | | | | |
| 課税開始時期 | 令和8年4月1日 | | | | | |

ご協力をお願いしたいこと（宿泊者への周知等）

1 宿泊者への周知にご協力をお願いします。

【具体例】※ 可能な範囲で対応をご検討ください。

- ホームページの予約申込画面やパンフレット等に、宿泊税の有無について記載する。
- 宿泊税の支払い方法（クレジットカード払いや現地現金払いなど）を、ホームページ等に掲載する。
- 宿泊予約サイトに、広島県の宿泊税の概要を掲載する。

※ 広島県ホームページのリンクを掲載する方法でも可。

リンク先URL

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/zei/hiroshima-syukuhakuzei00.html>



2 各宿泊施設への確認にご協力をお願いします。

【具体例】※ 可能な範囲で対応をご検討ください。

- 予約サイトの販売価格設定時に、宿泊税を含めるか等について宿泊施設に確認する。
- 宿泊施設が企画するプランに、宿泊税が含まれているか等を確認する。

3 領収書への宿泊税の記載にご協力をお願いします。

宿泊税を事前決済した場合は、宿泊税の名称と金額を領収書に記載するようご協力を
お願いします。

※ 日本語表記は「宿泊税」、英語表記は「Accommodation Tax」です。

ご協力をお願いしたいこと（課税免除の手続きについて）

修学旅行その他学校行事に伴う宿泊については、対象となる学校が主催する修学旅行等であり、事前に宿泊施設へ**証明書の提出がある場合は、課税免除**となります。

次のページの課税免除の対象についてご確認いただき、該当する宿泊者へ、手続きのご案内をお願いします。

● 課税免除の手続きについて

課税免除を受けるには、学校長等が作成した「修学旅行等であることの証明書」を、宿泊日の前日までに、宿泊施設に提出する必要があります。

※証明書の提出がない場合は、課税免除となりませんのでご注意ください。

※証明書の様式は、広島県ホームページに掲載しております。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/zei/syukuhaku-kazeimenryo.html>



| 様式第13号 | |
|----------------|--|
| 修学旅行等であることの証明書 | |
| 宿泊日（泊数） | 年月日から年月日まで（泊） |
| 活動の種類 | <input type="checkbox"/> 修学旅行 <input type="checkbox"/> その他の学校行事※ 学校行事・活動名（ <small>※学習指導要領における学校行事であると認められるもので、林間学校など、全校又は学年を単位として行うもの</small> |
| 学校種別 | <input type="checkbox"/> 学校教育法第1条に規定する次の学校に該当します。 <small>幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校</small> |
| 宿泊施設名 | 所在地 |
| 課税免除対象の宿泊人数 | 人 |
| 備考 | |

注 1 学校が主催する修学旅行その他の学校行事（以下「修学旅行等」という。）に参加する児童、児童、生徒又は学生（以下「生徒等」という。）及び同行の方の人数を記載してください。
 引率の方とは、生徒等の引率を行う学校の関係者や、心身の障がい等により医療的ケアや介助等を必要とする生徒等の対応を行う看護師や保護者等をいい、旅行業者の添乗員やカメラマン等は該当しません。
 2 本証明書は、宿泊施設に提出してください。
 3 学校長又は施設長の印を押印してください。

上記の宿泊を伴う活動は、広島県宿泊条例第4条第2項に規定する修学旅行等であることを証明します。

年月日

所在地

学校名又は施設名

学校長名又は施設長名

印

法規・県規例各条例(令和六年広島県条例第三十二号)
(課税免除)

第三条 (略)

2 前項に規定するもののほか、次に掲げる者に対しては、宿泊税を課さない。
 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除く）の児童、生徒又は学生、当該学校が主催する修学旅行その他の規則で定める学校行事に参加しているもの
 二 第二条に規定する学校が主催する修学旅行その他の規則で定める学校行事の引率者

法規・県規例各条例施行規則(令和七年広島県条例第四十五号)
(課税免除)

第三条 条例第四条第二項第一及び第二号に規定する規則で定める学校行事は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）に基づき文部科学大臣が公示する学習指導要領において学校行事であると認められるもので、学校又は学生を単位として実施されるものとす。

課税免除の対象について

● 課税免除の対象者

学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）の児童、生徒又は学生で、当該学校が主催する修学旅行その他学校行事に参加している方及びその引率者です。

| | |
|--------------------------|---|
| 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）とは | 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校をいいます。（大学を除く） ※いわゆる専修学校、専門学校、各種学校等や海外の学校の生徒等は学校行事であっても課税免除の対象とはなりません。 |
| 引率者とは | 学校教育上の観点から生徒の引率を行う学校関係者や、心身の障害等により介助を必要とする生徒等の介助をする看護師や保護者等をいいます。 ※ 旅行業者の添乗員やカメラマンなどは該当しません。 |
| その他学校行事とは | 学習指導要領における学校行事であると認められるもので、林間学校など、学年全体で実施されるもので、宿泊行為を伴うものをいいます。 ※ スポーツ大会やクラブ活動などの合宿などにおける宿泊は課税免除の対象とはなりません。 |



<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/>

お問い合わせ

- 宿泊税の手続のこと
総務局税務課指導第二グループ
TEL 082-513-2331

- 宿泊税の使途のこと
商工労働局観光課観光戦略推進グループ
TEL 082-555-2010